「福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備PFI事業」入札説明書等 修正箇所対照表

令和3年5月20日

令和3年4月1日付で公表した入札説明書等を以下のとおり修正した。

Νο	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
1	入札説明書	P22	VI-3-(2)-③	(前略) 一定の期間内に協議が調わないとき	(前略) 一定の期間内に協議が調わないとき
				は、それぞれ相手方に事前に書面による通知を	は、 市が事業者に事前に書面による通知を行う
				行うことにより、市 <u>及び事業者</u> は、事業契約を	ことにより、市は、事業契約を変更し、又は本
				解除することができるものとする。	契約の一部又は全部を解除することができる
					ものとする。
2	事業契約書 (案)	P19	第 41 条第 5 項	事業者が、施工企業をして、次の各号に定める	事業者が、自ら又は施工企業をして、次の各号
				措置を行った場合は、第1項第1号に掲げる契	に定める措置を行った場合は、第1項第1号に
				約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、	掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保
				第1項第1号に掲げる金額とする。	証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
3	事業契約書 (案)	P19	第 41 条第 6 項	事業者が、維持管理企業をして、次の各号に定	事業者が、自ら又は維持管理企業をして、次の
				める措置を行った場合は、第1項第2号に掲げ	各号に定める措置を行った場合は、第1項第2
				る契約保証金の納付を免除する。なお、保証金	号に掲げる契約保証金の納付を免除する。な
				額は、第1項第2号に掲げる金額とする。	お、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額と
					する。
4	事業契約書 (案)	P46	第91条第1項	市は、 <u>金融機関等</u> と協議を行い、別紙 16 に定	市は、 <u>融資機関</u> と協議を行い、別紙 16 に定め
				める形式及び内容と同等の直接協定を締結す	る形式及び内容と同等の直接協定を締結する
				ることができるものとし、事業者は、市が直接	ことができるものとし、事業者は、市が直接協
				協定を締結した後に、当該直接協定を締結した	定を締結した後に、当該直接協定を締結した融

Νο	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				金融機関等から融資を受けうるものとする。こ	<u>資機関</u> から融資を受けうるものとする。この場
				の場合、事業者は、金融機関等と融資契約を締	合、事業者は、 <u>融資機関</u> と融資契約を締結した
				結した場合、速やかにその写しを市に提出する	場合、速やかにその写しを市に提出するものと
				ものとする。また、市が要求する場合には、事	する。また、市が要求する場合には、事業者は、
				業者は、金融機関等へ提出した書類の写し及び	融資機関へ提出した書類の写し及び情報を市
				情報を市に対して自ら提出し又は <u>金融機関等</u>	に対して自ら提出し又は <u>融資機関</u> をして提出
				をして提出させるものとする。	させるものとする。